

安城市農業委員会議事録（総会）	
日 時	令和８年７月２２日（水） 開会 午前９時４５分 閉会 午前１０時２０分
会 場	安城市役所本庁舎３階 第１０会議室
委員会を構成する委員数	法第８条による委員数 １４名 法第１８条による委員数 ２８名
出席委員数	法第８条による委員数 １４名 法第１８条による委員数 ２８名
欠席委員	なし
仮議長	犬塚 伊佐夫 委員
議長	農業委員会長 荒木 久寿
事務局	横手事務局長、渡邊事務局課長、石原係長、岩月専門主査、池田主査、兵藤主事補、青山
議事録署名者	仮議席番号２ 稲垣 勝一 委員 仮議席番号３ 稲垣 正義 委員

総会の記録

午前9時45分、渡邊課長は令和8年農業委員会総会の成立について次のとおり報告した。

始めに、令和8年安城市農業委員会総会を開催するに当たりまして、総会成立についての報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員数は14名です。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による、総会の開催に必要な定数である、在任委員の過半数に達していますので、総会が成立することをご報告いたします。

なお、委員の皆様及び事務局職員の紹介につきましては、この後の議事で農地利用最適化推進委員の選任と委嘱がございますので、それが済みまして、全員が揃いましたところで行いたいと思います。

続いて、仮議長の選出について、犬塚伊佐夫委員を指名して差し支えないかを諮ったところ全員異議なく了承。

午前9時50分、犬塚伊佐夫委員は仮議長となり開会を宣するとともに、議事録署名者を仮議長より指名して差し支えないかを諮ったところ全員異議なく了承され、次のとおり決定した。

議事録署名者 仮議席番号2 稲垣勝一委員 仮議席番号3 稲垣正義委員
また、欠席者はなしと報告

続いて仮議長は協議事項に従い、下記のとおり議案を上程

○日程第1 第1号議案 会長及び会長職務代理者の選出について

上記の議題について石原係長から次のとおり説明があった。

農業委員会等に関する法律第5条第2項には、「会長は、委員が互選した者をもって充てる」とあり、同条第5項には「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」とあります。

したがいまして、このたびは会長及び会長職務代理者の選出を委員の互選により行うこととなりますが、まずはそれに先立ち、互選の方法を決めていただくこと、つまり、投票で行うか、又は指名推薦で行うか、ということについてご審議いただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

仮議長より会長及び会長職務代理者の選出方法について諮ったところ、次のとおり意見があった。

○ 杉本哲哉委員

従来どおり、指名推薦による方法が良いと思います。

仮議長が異議がないか諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、会長の推薦について諮ったところ、次のとおり意見があった。

○ 杉本哲哉委員

会長には、前農地利用最適化推進委員として活躍され、これまで長く、認定農業者や農用地利用改善組合長を務められて地域農業をけん引されてきた荒木久寿委員を推薦いたします。

仮議長が荒木久寿委員を会長に決定することに異議がないか諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、会長職務代理者の推薦について諮ったところ、次のとおり意見があった。

○ 山村京子委員

会長職務代理者には、女性農業委員の地位向上を図るためにも、前会長職務代理者として活躍された太田良子委員を推薦いたします。

仮議長が太田良子委員を会長職務代理者に決定することに異議がないか諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、渡邊課長より、会長と会長職務代理にあいさつを求めた。

荒木久寿会長 あいさつ

太田良子会長職務代理者 あいさつ

続いて、渡邊課長は安城市農業委員会総会会議規則第6条の規程により、以降の議事の取り回しを会長に求めた。

会長は議長となり、協議事項に従い、下記のとおりの議案を上程

○日程第２ 委員の議席の決定について

上記議題について、議長より以下のとおり説明があった。

委員の議席につきましては、安城市農業委員会総会会議規則第５条第１項の規定により、委員の議席は会長が定める、とありますので、会長において決定をさせていただきます。

それでは、事務局より発表してもらいます。資料の配布をお願いいたします。

（各委員に資料「安城市農業委員会委員議席」を配布。）

続いて、渡邊課長は、委員の議席を発表。

議長は、発表した委員の議席の決定を宣する。

○日程第３ 第２号議案 農地利用最適化推進委員の選任について

上記議題について、石原係長より以下のとおり説明があった。

農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第１７条第１項の規定により、農業委員会が委嘱することとされています。したがって、本日はこの件を議題とするものでございます。候補者につきましては、今年の１月から２月に掛けて募集をいたしましたところ、定数２８人に対し、推薦と応募を合わせて２８人からの届出がございましたが、いずれの方も、農業従事年数や地域貢献度などに問題はなく、かつ、農業委員会等に関する法律第８条第４項に規定する欠格事由にも該当しないことが確認できましたので、全員を適任とすることといたしました。農地利用最適化推進委員の選任につきまして、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承され、農地利用最適化推進委員が入室するまでの間、総会を暫時休憩とした。

午前１０時００分 休憩

午前１０時５分、議長が休憩を解き、総会を再開した。

続いて、農地利用最適化推進委員の辞令の交付について、石原係長より以下のとおり説明があった。

委嘱状は、本来であればお一人ずつ会長からお渡しいただくところですが、お時間の都合もございますので、28人を代表して、杓名重康農地利用最適化推進委員にお渡しさせていただきます。

このため、代表の方を除く推進委員の皆様の委嘱状につきましては、既に机上に配付させていただいておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

会長より、杓名重康推進委員に辞令を交付する。

○日程第4 農地利用最適化推進委員の席の決定について

上記議題について、議長より以下のとおり説明があった。

推進委員の席については、安城市農業委員会総会会議規則第5条第4項の規定により、会長が定めるものとされていますので、会長において決定させていただきます。

それでは、結果を事務局から発表してもらいますので、資料の配付及び説明をお願いします。

(各委員に資料「安城市農業委員会農地利用最適化推進委員席」を配布。)

続いて、渡邊課長は、委員の議席を発表。

議長は、発表した委員の席の決定を宣する。

続いて、横手事務局長から農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員の紹介が行われた。

○日程第5 第3号議案 運営委員の選出について

上記議題について、石原係長より以下のとおり説明があった。

運営委員についてご説明いたします。農地利用最適化推進委員、略しまして推進委員には、それぞれの担当区域がございますが、別に、5・6人の担当区域を一つのまとまりとする大きな区域を、市内に5つ設けてございます。そして、この大きな区域の各代表として選出された5人の推進委員のことを運営委員と呼んでおります。

運営委員の主な役割としましては、毎月の農業委員会定例会の1時間前に開催する運営委員会という会議に会長、会長職務代理者及び事務局とともに出席をしていただくことがございます。この運営委員会では、農業委員と推進委員との連携を密にし、推進委員の現場からの意見、要望を農業委員会に届けることや、定例会に諮る議題の事前審議

のほか、農業委員会の運営にかかわる様々な案件についての意見聴取などを行っています。

そして、従来からの取決めにより、運営委員は1年ごとに交代することになっていきますので、本日は現体制の任期1年目の運営委員を選出していただくことをお願いいたします。

では次に、選出の方法ですが、今回は改選直後ということもありますので、第25期から引き続き推進委員となられた方の中から選出するのを前提としまして、対象となる皆様には、事前に各区域内でご協議と調整をいただきまして、候補となる5名の方を事務局に報告していただいております。したがって、その結果に基づきまして順に申し上げますと、第1区域は神谷敏推進委員、第2区域は岡田恵司推進委員、第3区域は石川和明推進委員、第4区域は杉浦泰明推進委員、第5区域は天野秀紀推進委員にお願いすることを提案させていただきたいと考えます。

説明は以上です。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、あいさつのため、市長が入室。

三星市長 あいさつ

午前10時20分、議長は閉会を宣する。